



障害者就労支援事業

大田区では、障がい者総合サポートセンター（障がい者就労支援センター）を中核として、ハローワーク、特別支援学校、障がい者施設等、関係機関と連携して就労支援に取り組めます。障がい者就労支援センターでは、一般企業への就労を希望する障がいのある方の相談や職業訓練の充実に取り組むとともに、安心して仕事を続けられるよう、職場訪問や就労後の相談など職場定着にも力を注いでいます。

■事業内容

①相談事業

障がいのある方の就労に関する総合相談（本人・家族・関係機関等）や情報提供を行います。

②就労促進支援事業

一般企業へ就労を希望する障がいのある方に障がい特性に応じて、関係機関と連携しながら就職に向けた支援、就労後の支援を行います。

③就労定着支援事業

安心して長く働けるよう、会社訪問や就労生活相談などを行い、職場や生活面の悩みを一緒に解決していきます。

※障害福祉サービスの「就労移行支援」「就労定着支援」を利用する際は83ページをご覧ください。

たまりば事業（就労者自助活動支援事業）

就労している障がいのある方の仲間作りや自主的な余暇活動を支援する場として、毎週金曜日の夜間（午後5時30分～8時）に実施しています。

④ネットワーク事業

大田区内外の関係機関との連絡調整を行い、就労支援ネットワークを構築します。例えば、ネットワーク会議の開催、当事者や企業向けのイベントの開催、就労、体験実習のための企業開拓などを行っています。

また、企業開拓（雇用相談）や就労情報の提供、障がい者就労に関する調査等を行います。

■窓口

障がい者総合サポートセンター

〒143-0023 大田区中央4-30-11

①②③については

就労支援部門

☎5728-9436 FAX 5728-9439

④については

支援調整担当（就労）

☎5728-9135 FAX 5728-9136

公共職業安定所（ハローワーク）

職業の相談と紹介、職業能力開発校への入校あっせん、雇用保険の業務を行います。障がい者のために専門の相談窓口が設けられ、手話通訳相談日も設けられています。

■窓口時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分。

手話通訳相談日は月に4～5回、月曜日（午後2時～4時まで）、木曜日（午前9時～11時まで）※実施しない週もありますので必ず事前にホームページ等でご確認ください。

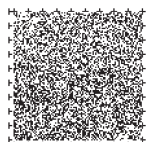
■所在地

大森公共職業安定所（ハローワーク大森）

〒143-8588 大森北4-16-7 3階33番窓口

☎5493-8609 FAX 3768-5208

ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/>





失業給付（雇用保険）

雇用保険の失業給付は、雇用保険被保険者が離職したとき、原則として、条件を満たす被保険者期間があり、次の要件に該当する場合に支給されます。積極的に就職しようという意思といつでも就職できる能力があること、積極的に求職活動を行っているにもかかわらず職業に就くことができない状態にあることです。失業給付には、失業中の生活を心配しないで、求職活動をしていただくために支給する基本手当、早期に再就職したときに支給する再就職手当や就業手当などがありますが、その他に障がい者などの就職が困難な方には次のような優遇措置・支給があります。

■基本手当

所定給付日数は、就職困難者としての日数が適用されます。

■常用就職支度手当

要件を満たして再就職したとき、基本手当日額の一定額が支給されます。

■問合せ先

大森公共職業安定所 雇用保険給付課

☎5493-8609 FAX 3768-9872

ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/>

東京障害者職業センター

公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携しながら、障がい者、事業主、就労支援機関に対して次のような職業リハビリテーションサービスを提供しています。

■事業内容

①障がい者へのサービス

- 職業相談・職業評価を行い、就職や職場定着、職場復帰に向けた支援を実施しています。
- 就職や職場復帰・職場定着に向け、準備を整えるための職業準備支援を実施しています。

②障がい者と事業主双方へのサービス

- 職場に適應できるよう、ジョブコーチが計画的に一定期間職場を訪問し、支援を実施します。
- 休職中の精神障がい者を対象に職場復帰に向けた支援(リワーク支援)を実施しています。

③事業主へのサービス

- 障がい者の雇用計画や雇用管理に関する相談・支援を実施しています。
- 障がい者雇用に関する理解を深めていただくための雇用管理サポート講習会を実施しています。

④関係機関へのサービス

- 各支援機関の効果的な職業リハビリテーションサービス実施のための助言・援助を行っています。
- 効果的な職業リハビリテーションサービスに必要な知識・技術の習得のための就業支援基礎研修等、各種研修を行っています。

■受付時間

平日 午前8時45分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休み)

※具体的な利用方法については、事前に電話等でお問い合わせください。

■窓口・問合せ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

東京支部東京障害者職業センター

〒110-0015 台東区東上野4-27-3

上野トーセイビル3階

☎6673-3938 FAX 6673-3948

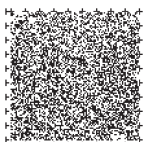
Eメール tokyo-ctr@jeed.go.jp

リワークセンター東京（リワーク支援のみ）

〒111-0041 台東区元浅草3-18-10

上野NSビル 7階

☎5246-4881 FAX 5246-4882





東京障害者職業能力開発校

障がい者の能力に適合した訓練を行い、技術・技能等の修得を目指します。公共職業安定所（ハローワーク）と連携して就職の相談・支援をします。

■対象

職業的自立が見込まれ、1日6～8時間の訓練を受けられる身体障がい者・精神障がい者・発達障がい者・知的障がい者

■訓練科目

- ①身体障がい者・精神障がい者・発達障がい者向：ビジネスアプリ開発、ビジネス総合事務、グラフィックDTP、ものづくり技術、建築CAD、製パン、オフィスワーク、調理・清掃サービス、就業支援
- ②知的障がい者向：実務作業
- ③重度視覚障がい者向：OA実務（社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センターへ委託）
- ④精神障がい者・発達障がい者向：職域開発

■訓練期間

1年（オフィスワーク科、職域開発科及び調理・清掃サービス科は6か月・就業支援科は3か月）

■費用

無料。ただし作業服代等は自己負担。なお、公共職業安定所長の指示により訓練手当が支給される場合があります。

■申込方法

公共職業安定所（ハローワーク）で受付。募集時期など詳細は、東京障害者職業能力開発校までお問い合わせください。

■所在地

〒187-0035 小平市小川西町2-34-1
☎042-341-1427 FAX 042-341-1451

■窓口

大森公共職業安定所（ハローワーク大森）
☎5493-8609 FAX 3768-5208

障害者委託訓練事業

ハローワークと連携し、障がいのある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

■訓練コースの種類等

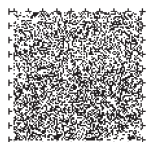
- ①知識・技能習得訓練コース
（パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など）
- ②障がい者向け日本版デュアルシステム
（事務作業に必要なパソコン操作と職場実習など）
- ③実践能力習得訓練コース
（事務補助、清掃など）
- ④e-ラーニングコース
（都内在住で通所困難な障害者等が対象、Web制作実践講座など）
- ⑤在職者訓練コース
（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど）

■費用

受講料は無料です。ただし、交通費等の自己負担があります。

■問合せ先

（公財）東京しごと財団
障害者就業支援課 委託訓練推進班
〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3
東京しごとセンター 8階
☎5211-2683 FAX 5211-2680
ホームページ
<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>
*お申し込みは公共職業安定所（ハローワーク）「障害者職業相談の窓口」になります。





障害者雇用就業総合推進事業

ハローワークや地域の障害者就労支援機関、企業等の関係機関と連携して、障がいのある方の一般就労に向けた普及啓発から就業相談、企業とのマッチング、職場定着までの各種事業を行います。

■窓口

(公財)東京しごと財団

障害者就業支援課

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3

東京しごとセンター 8階

☎5211-2681 FAX 5211-5463

ホームページ

<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

国立職業リハビリテーションセンター

障害のある方々の自立に必要な職業指導や職業訓練などを、一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。

■対象

- ① 身体障がい、高次脳機能障がい又は難病のある方（遠隔地で通所が困難な方が近接する国立障害者リハビリテーションセンターの施設入所支援（宿舎）を利用される場合は、別途手続きが必要です）
- ② 通所が可能な、発達障がいのある方、精神障がいのある方、知的障がいのある方

■訓練科目

メカトロ系（機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科）、建築系（建築設計科）、ビジネス情報系（DTP・Web技術科、OAシステム科、経理事務科、OA事務科）職域開発系（職域開発科、職業実務科）の4系

10科

■費用

受講料は無料（ただし、参考書・作業衣・安全靴等を必要とする科については自己負担があります）

■申込方法

居住地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録を行い、公共職業安定所（ハローワーク）を通じて国立職業リハビリテーションセンターに入所を申請していただきます。入所機会は障がい別に年間10回あります。

■窓口

〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2

国立職業リハビリテーションセンター

☎04-2995-1201

ホームページ <http://www.nvr.cd.ac.jp/>

日本視覚障害者職能開発センター

視

テープ起こし作業を中心とした就労継続支援B型（定員30名）、就労移行支援（定員30名）及び就労定着支援「東京ワークショップ」を設置して、視覚障がい者の職場を提供するとともに、職業訓練をしています。また、職業・生活・教育・パソコンを中心とする情報機器などについての相談や支援・訓練を行っています。

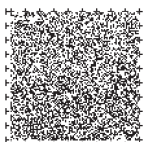
■所在地

〒160-0003 新宿区四谷本塩町2-5

☎3341-0900 FAX 3341-0967

ホームページ <https://jvdcb.jp>

Eメール shokunou@jvdcb.jp





施術者講習会

■対象

都内居住又は勤務のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許をお持ちの施術者

■事業内容

施術者の知識と技術向上を目的として医学知識・基礎理論と応用技術・安全対策や接遇に関する事、その他施術者として必要な知識の実技指導を行う（講習会）

■期間

年6回 都内各地域の会場

■費用

無料

■問合せ先

詳細は下記へお問合せください。

（公社）東京都盲人福祉協会

☎3208-9001 FAX 3208-9005

Eメール info@tomoukyo.or.jp

盲人ホーム 視

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の免許を有する視覚障がい者で、自営したり雇用されることが困難な方に、施設設備の利用とともに、必要な技術指導を行います。

■実施施設名（都内4か所）

杉並視覚障害者会館、盲人自立センター陽光園、光の家鍼灸マッサージホーム、杉光園

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、27ページ）

生活福祉資金の貸付

所得の少ない世帯等に対する貸付制度です。定められた利用目的に該当する場合に貸付をおこないます。原則として未払い、未契約の費用が貸付対象です。

資金の種別や貸付条件等については社会福祉協議会までお問い合わせください。

■窓口

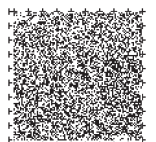
大田区社会福祉協議会 生活福祉資金担当

〒144-0051 西蒲田7-49-2

大田区社会福祉センター6階

☎3736-2026 FAX 3736-2030

9時～17時（土・日・祝休）





身体障がい者のための無料運転教習

■対象

就職するため自動車運転免許を取得したい身体障害者手帳所持者で、公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録をし、運転免許試験場の適性審査に合格し、当センターが入所を認めた人

■教習期間

3か月間（入所日は4、7、10各月初め。申し込み締め切りは前月15日まで）

■定員 各期15人

■費用

教習費無料（検定料など自己負担76,550円）

■交通

送迎バス 西武池袋線ひばりヶ丘駅、東武東上線志木駅、JR武蔵野線新座駅

路線バス 西武池袋線ひばりヶ丘駅、又は東武東上線志木駅から西武バスで福祉センター入口下車徒歩2分

■問合先

身体障害者運転能力開発訓練センター
（通称 あずまえん自動車教習所）

〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46

☎048-481-2711 FAX 048-481-6578

ホームページ <https://www.azumaen.or.jp>

製造たばこ小売販売業の許可の特例

製造たばこ小売販売業の許可申請にあたり身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者の方は、許可基準のうち距離及び取扱高について、基準の8割に緩和する特例があります。

なお、この場合病気その他正当な理由がある場合のほかは、申請者自らたばこ販売業に従事する必要があります。

詳細については右記問合先までお問い合わせ下さい。

■対象

身体障害者手帳を持っている方

■問合先

財務省 関東財務局 理財部理財第三課

〒330-9716 埼玉県さいたま市

中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館 15階

☎048-600-1121 FAX 048-600-1227

■窓口（申請書類提出先）

日本たばこ産業株式会社東京支社 許可担当

〒130-8603 墨田区横川1-17-7

☎6703-7704 FAX 3624-6120

